

教 育 委 員 会 会 議

日時 平成29年12月26日(火)

午後1時30分

場所 教育委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 教育長の報告

報告第14号 学力向上ポートフォリオについて

3 議 事

議案第133号 さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

議案第134号 教職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則について

議案第135号 平成30年度全国学力・学習状況調査について

4 閉 会

報告第14号

教育長の報告について

さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第5条第1項の規定により、下記について別紙のとおりこれを報告する。

平成29年12月26日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

記

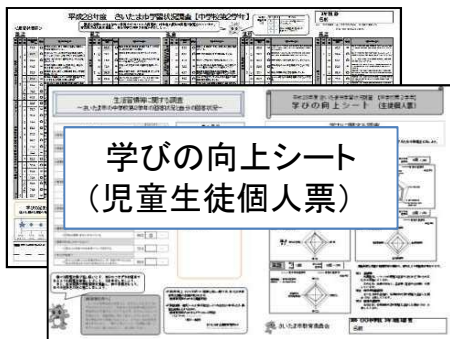
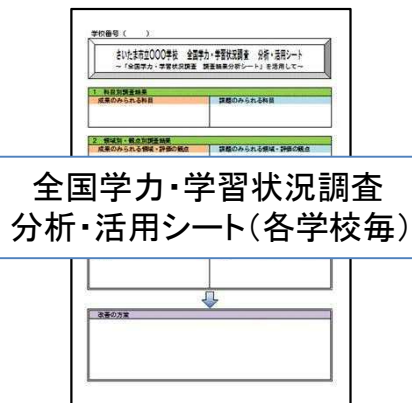
学力向上ポートフォリオについて

Growth

学校や子どもたちの成長を支えるシステムづくり

学力向上ポートフォリオを作成します！

【現状】



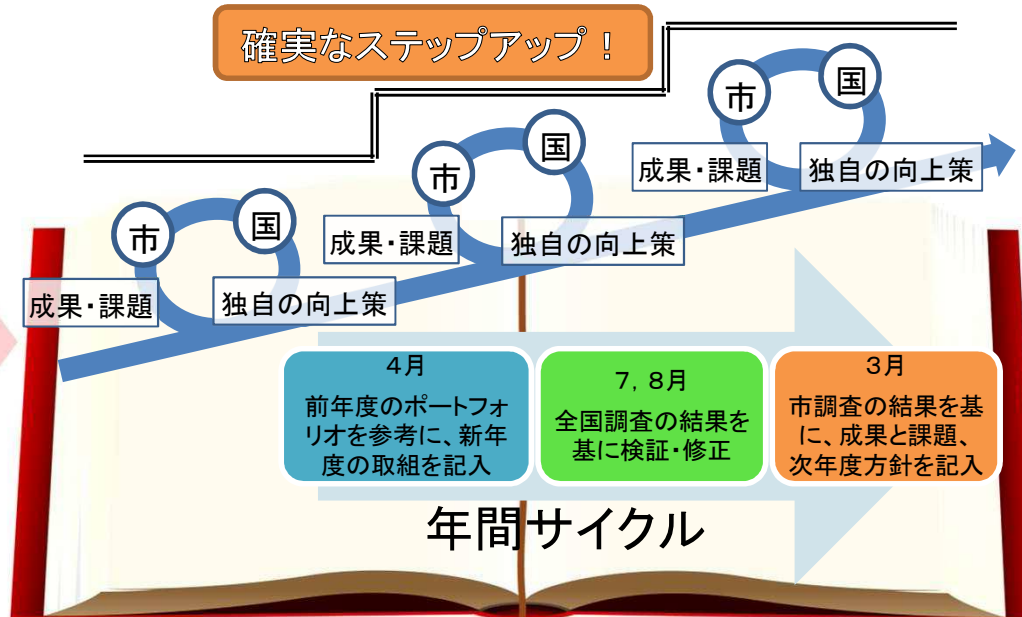
継続性をもって、

「真の学力」

認知能力
+
非認知能力
(Grit)

を育成したい！

【学力向上ポートフォリオ(学校版)】



【学力向上ポートフォリオ(児童生徒版)】



議案第133号

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

平成29年12月26日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
 第1条 さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(特定管理教育職員としない教職員)</p> <p>第6条 条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第27条第2項の教育委員会規則で定める教職員は、さいたま市教育職員の管理職手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第18号）別表に規定する職の教育職員（教育職給料表(1)の適用を受ける教頭の職にある教育職員（<u>特別支援学校の教育職員を除く。</u>）、休職にされている教育職員のうち条例第29条第1項に該当する教育職員以外の教育職員、公益的法人等派遣職員及び外国派遣職員を除く。）以外の教職員とする。</p> <p style="text-align: center;">(勤勉手当の成績率)</p> <p>第24条 成績率は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、委員会が定めるものとする。</p> <p>(1) 高等学校以外の学校の教職員</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 再任用教職員以外の教職員 <u>100分の100</u>（条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第27条第2項に規定する特定管理教育職員（以下この号及び次号において「特定管理教育職員」という。）にあっては、<u>100分の120</u>）</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 再任用教職員 <u>100分の45</u>（特定管理教育職員にあっては、<u>100分の55</u>）</p> <p>(2) 高等学校の教職員</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 再任用教職員以外の教職員 <u>100分の95</u>（特定管理教育職員にあっては、<u>100分の125</u>）</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 再任用教職員 <u>100分の45</u>（特定管理</p>	<p style="text-align: center;">(特定管理教育職員としない教職員)</p> <p>第6条 条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第27条第2項の教育委員会規則で定める教職員は、さいたま市教育職員の管理職手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第18号）別表に規定する職の教育職員（教育職給料表(1)の適用を受ける教頭の職にある教育職員、休職にされている教育職員のうち条例第29条第1項に該当する教育職員以外の教育職員、公益的法人等派遣職員及び外国派遣職員を除く。）以外の教職員とする。</p> <p style="text-align: center;">(勤勉手当の成績率)</p> <p>第24条 成績率は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、委員会が定めるものとする。</p> <p>(1) 高等学校以外の学校の教職員</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 再任用教職員以外の教職員 <u>100分の90</u>（条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第27条第2項に規定する特定管理教育職員（以下この号及び次号において「特定管理教育職員」という。）にあっては、<u>100分の110</u>）</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 再任用教職員 <u>100分の40</u>（特定管理教育職員にあっては、<u>100分の50</u>）</p> <p>(2) 高等学校の教職員</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 再任用教職員以外の教職員 <u>100分の170</u>（特定管理教育職員にあっては、<u>100分の210</u>）</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 再任用教職員 <u>100分の80</u>（特定管理</p>

教育職員にあっては、100分の55)

教育職員にあっては、100分の100)

第2条 さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第24条 成績率は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、委員会が定めるものとする。</p> <p>(1) 高等学校以外の学校の教職員</p> <p>ア 再任用教職員以外の教職員 <u>100分の95</u> (条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第27条第2項に規定する特定管理教育職員（以下この号及び次号において「特定管理教育職員」という。）にあっては、<u>100分の115</u>)</p> <p>イ 再任用教職員 <u>100分の42.5</u> (特定管理教育職員にあっては、<u>100分の52.5</u>)</p> <p>(2) 高等学校の教職員</p> <p>ア 再任用教職員以外の教職員 <u>100分の90</u> (特定管理教育職員にあっては、<u>100分の120</u>)</p> <p>イ 再任用教職員 <u>100分の42.5</u> (特定管理教育職員にあっては、<u>100分の52.5</u>)</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第24条 成績率は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、委員会が定めるものとする。</p> <p>(1) 高等学校以外の学校の教職員</p> <p>ア 再任用教職員以外の教職員 <u>100分の100</u> (条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第27条第2項に規定する特定管理教育職員（以下この号及び次号において「特定管理教育職員」という。）にあっては、<u>100分の120</u>)</p> <p>イ 再任用教職員 <u>100分の45</u> (特定管理教育職員にあっては、<u>100分の55</u>)</p> <p>(2) 高等学校の教職員</p> <p>ア 再任用教職員以外の教職員 <u>100分の95</u> (特定管理教育職員にあっては、<u>100分の125</u>)</p> <p>イ 再任用教職員 <u>100分の45</u> (特定管理教育職員にあっては、<u>100分の55</u>)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する

規則第6条の規定は平成29年6月1日から、同規則第24条の規定は同年12月1日から適用する。

提案理由

さいたま市人事委員会勧告を受け、さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第24条に規定する教職員の勤勉手当の成績率を変更するものです。

なお、平成29年12月期の勤勉手当の成績率にあつては、施行期日は公布の日、適用期日は平成29年12月1日、平成30年6月期以降の勤勉手当の成績率にあつては、施行期日は平成30年4月1日です。

議案第134号

教職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則について

教職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

平成29年12月26日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

教職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

教職員の失業者の退職手当支給規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第22号（第22条関係） 移転費に相当する退職手当支給申請書	様式第22号（第22条関係） 移転費に相当する退職手当支給申請書
[略]	[略]
受講する公共職業訓練等の施設	[略]
特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介による就職の場合、その所在地及び名称	所在地
	名称
受講指示年月日	[略]
[略]	[略]
（注意事項）	（注意事項）
1 [略]	1 [略]
2 <u>公共職業安定所の紹介による就職をするために移転する場合には、「特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介による就職の場合、その所在地及び名称」欄には記載しないこと。</u>	2 公共職業訓練等を受講するために移転する場合には、「就職先の事業所」欄及び「就職決定年月日」欄には記載しないこと。
3 <u>公共職業訓練等を受講するために移転する場合には、「就職先の事業所」欄、「就職決定年月日」欄及び「特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介による就職の場合、その所在地及び名称」欄には記載しないこと。</u>	3 [略]
4 [略]	

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の教職員の失業者の退職手当支給規則の様式による書類は、この規則による改正後の教職員の失業者の退職手当支給規則の様式によるものとみなす。

改正前

様式第22号 (第22条関係)

移転費に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏名					受給資格証番号				
	移転前の住所又は居所									
	移転後の住所又は居所									
就職先の事業所	所在地									
	名称									
就職決定年月日	年 月 日				※雇用期間					
受講する公共職業訓練等の施設	所在地									
	名称									
受講指示年月日	年 月 日		受講開始年月日	年 月 日		受講終了予定年月日	年 月 日			
移転開始予定年月日	年 月 日		乗車 (船) の場所			下車 (船) の場所				
移転する者の氏名	生年月日	続柄	※鉄道賃				※船賃	※航空賃	※車賃	※計
			距離	運賃	急行料金	計				
本人			km	円	円	円	円	円	円	
家族										
※合計				円	円	円	円	円	円	
※鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の合計(A)									円	
※移転料(B)	円	※着後手当(C)	円	※(A) + (B) + (C)			円			
※就職先の事業主から支給される就職支度費の額									円	
※差引支給額									円	
<p>教職員の失業者の退職手当支給規則第22条第1項の規定により上記のとおり移転費に相当する退職手当の支給を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先) さいたま市教育委員会</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 _____ ㊞</p>										

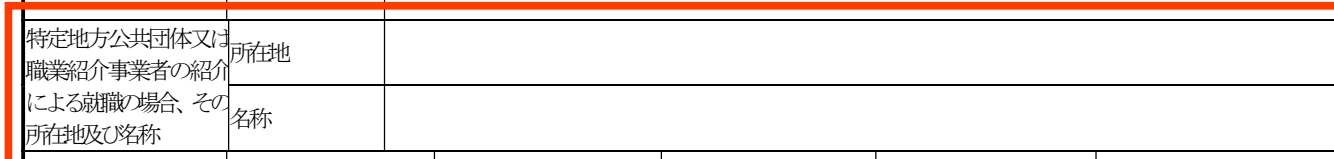
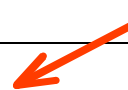
(注意事項)

- 1 就職するために移転する場合には、「受講する公共職業訓練等の施設」欄、「受講指示年月日」欄、「受講開始年月日」欄及び「受講終了予定年月日」欄には記載しないこと。
- 2 公共職業訓練等を受講するために移転する場合には、「就職先の事業所」欄及び「就職決定年月日」欄には記載しないこと。
- 3 ※印欄には記載しないこと。

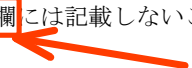
移転費に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏名			受給資格証番号							
	移転前の住所又は居所										
	移転後の住所又は居所										
就職先の事業所	所在地										
	名称										
就職決定年月日	年	月	日	※雇用期間							
受講する公共職業訓練等の施設	所在地										
	名称										
特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介による就職の場合、その所在地及び名称	所在地										
	名称										
受講指示年月日	年	月	日	受講開始年月日	年	月	日	受講終了予定年月日	年	月	日
移転開始予定年月日	年	月	日	乗車(船)の場所				下車(船)の場所			
移転する者の氏名	生年月日	続柄	※鉄道賃				※船賃	※航空賃	※車賃	※計	
			距離	運賃	急行料金	計					
本人			km	円	円	円	円	円	円	円	
※合計				円	円	円	円	円	円	円	
※鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の合計(A)										円	
※移転料(B)	円	※着後手当(C)			円	※(A) + (B) + (C)			円		
※就職先の事業主から支給される就職支度費の額										円	
※差引支給額										円	
教職員の失業者の退職手当支給規則第22条第1項の規定により上記のとおり移転費に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 (宛先) さいたま市教育委員会											
申請者氏名										㊞	

改正箇所 (この欄を追加)



改正箇所 (追加)



(注意事項)

- 就職するために移転する場合には、「受講する公共職業訓練等の施設」欄、「受講指示年月日」欄、「受講開始年月日」欄及び「受講終了予定年月日」欄には記載しないこと。
- 公共職業安定所の紹介による就職をするために移転する場合には、「特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介による就職の場合、その所在地及び名称」欄には記載しないこと。
- 公共職業訓練等を受講するために移転する場合には、「就職先の事業所」欄、「就職決定年月日」欄及び「特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介による就職の場合、その所在地及び名称」欄には記載しないこと。
- ※印欄には記載しないこと。

提案理由

さいたま市教職員退職手当条例の改正により、失業者の退職手当にかかる移転費の支給対象が拡大したため、教職員の失業者の退職手当支給規則の様式の整備を図るものです。

なお、施行期日は平成30年1月1日からです。

議案第135号

平成30年度全国学力・学習状況調査について

平成30年度全国学力・学習状況調査について、別紙のとおり対応する。

平成29年12月26日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

平成30年度全国学力・学習状況調査へのさいたま市の対応について

I 平成30年度全国学力・学習状況調査について（悉皆調査）

1 調査の目的

- 義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- 学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。
- そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

2 調査の対象

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年の全児童

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年の全生徒

3 調査事項

①児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

（ア）小学校調査（国語、算数、理科）、中学校調査（国語、数学、理科）

（イ）出題内容

- ・主として「知識」に関する問題
- ・主として「活用」に関する問題

イ 質問紙調査

学習意欲、学習方法、学習環境、生活面等に関する調査

②学校に対する質問紙調査

指導方法に関する取組、教育条件の整備の状況等に関する調査

③中学校の英語予備調査

平成31年度の中学校調査における英語調査の確実かつ円滑な実施のための調査

4 調査実施日

平成30年4月17日（火）

II さいたま市の対応について

- 調査に参加する。

提案理由

文部科学省が実施する「平成30年度全国学力・学習状況調査」への、さいたま市の対応について、決定するものです。